

# 平成27年第2回笠松町議会臨時会会議録

平成27年7月29日笠松町議会臨時会が笠松町役場議事堂に招集された。

1. 本定例会の応招議員及び不応招議員は、次のとおりである。

## 応招議員

議 長	9番	船 橋 義 明
副 議 長	5番	田 島 清 美
議 員	1番	尾 関 俊 治
〃	2番	古 田 聖 人
〃	3番	伊 藤 功
〃	4番	川 島 功 士
〃	7番	岡 田 文 雄
〃	8番	安 田 敏 雄
〃	10番	長 野 恒 美

## 不応招議員

な し

1. 本日の出席及び欠席議員は、次のとおりである。

## 出席議員

応招議員に同じ

## 欠席議員

な し

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者は、次のとおりである。

町 長	広 江 正 明
副 町 長	川 部 時 文
教 育 長	宮 脇 恭 顯
総務部長兼技監	奥 村 智 彦
企画環境経済部長	村 井 隆 文
住民福祉部長	岩 越 誠
建設水道部長	那 波 哲 也

教育文化部長兼教育 文化部教育文化課長	田 中 幸 治
会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	浅 野 薫 夫
総 務 課 長	足 立 篤 隆
企 画 課 長	堀 仁 志
子 ど も 課 長	森 宏 子
水 道 課 長	田 島 茂 樹

1. 本日の書記は、次のとおりである。

議 会 事 務 局 長	田 島 直 樹
書 記	朝 日 純 子
主 任	浅 井 将 利
主 事	高 橋 英 将

1. 議事日程（第1号）

平成27年7月29日（水曜日） 午前10時00分開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸般の報告について
- 日程第4 第3号選挙 岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙について
- 日程第5 第4号選挙 羽島郡広域連合議会議員補欠選挙について
- 日程第6 第5号選挙 岐阜県地方競馬組合議会議員補欠選挙について
- 追加日程 第2号選任 笠松町議会議会運営委員会委員の選任について
- 日程第8 第55号議案 笠松町子ども・子育て支援基金条例について
- 日程第9 第56号議案 笠松町放課後児童クラブの設置及び運営に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 第57号議案 円城寺処理分区（15工区）管渠埋設工事請負契約の締結について
- 日程第11 第58号議案 笠松町防災行政無線（同報系）デジタル化整備工事請負契約の締結について
- 日程第12 第59号議案 平成27年度笠松町一般会計補正予算（第4号）について

開会 午前10時00分

○議長（船橋義明君） ただいまの出席議員は8名で、定足数に達しております。よって、平成27年第2回笠松町議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおり定めました。

---

#### 日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（船橋義明君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第103条の規定により、次の2名を指名いたします。

3番 伊藤 功 議員

7番 岡田 文雄 議員

---

#### 日程第2 会期の決定について

○議長（船橋義明君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日1日といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、会期は1日と決定いたしました。

---

#### 日程第3 諸般の報告について

○議長（船橋義明君） 日程第3、諸般の報告を行います。

事務局長より報告いたさせます。

○議会事務局長（田島直樹君） 監査委員より平成26年度5月分及び平成27年度5月分、6月分の例月現金出納検査の結果報告がありましたので、その写しをお手元に配付させていただきました。

○議長（船橋義明君） 以上、御了承願います。

---

#### 日程第4 第3号選挙について

○議長（船橋義明君） 日程第4、第3号選挙 岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選によりたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長において指名することによりたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決しました。

これより指名いたします。岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員 広江正明。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしましたとおり、当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしましたとおり当選されました。

ただいま岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選されました町長が議場におられますので、本席から会議規則第74条の規定による告知を行います。

なお、ここで当選人の氏名、住所、生年月日を事務局長をして申し上げさせますので、所定欄に御記入願います。

○**議会事務局長（田島直樹君）** 岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員当選者、氏名、広江正明、住所、羽島郡笠松町天王町37番地、生年月日、昭和23年9月19日。

---

#### 日程第5 第4号選挙について

○**議長（船橋義明君）** 日程第5、第4号選挙 羽島郡広域連合議会議員補欠選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選によりたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長において指名することによりたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決しました。

これより指名いたします。羽島郡広域連合議会議員 川島功士。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしましたとおり、当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしましたとおり当選されました。

ただいま当選されました川島功士議員が議場におられますので、本席から会議規則第74条の

規定による告知をいたします。

なお、ここで当選人の氏名、住所、生年月日を事務局長をして申し上げさせますので、所定欄に御記入願います。

○**議会事務局長（田島直樹君）** 羽島郡広域連合議会議員当選人氏名、川島功士、住所、羽島郡笠松町田代458番地の1、生年月日、昭和35年1月18日。

---

#### 日程第6 第5号選挙について

○**議長（船橋義明君）** 日程第6、第5号選挙 岐阜県地方競馬組合議会議員補欠選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選によりたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長において指名することによりたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決しました。

これより指名いたします。岐阜県地方競馬組合議会議員 田島清美。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしましたとおり、当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしましたとおり当選されました。

ただいま当選されました田島清美議員が議場におられますので、本席から会議規則第74条の規定による告知をいたします。

なお、ここで当選人の氏名、住所、生年月日を事務局長をして申し上げさせますので、所定欄に御記入願います。

○**議会事務局長（田島直樹君）** 岐阜県地方競馬組合議会議員当選人、氏名、田島清美、住所、羽島郡笠松町中野186番地、生年月日、昭和41年12月20日。

○**議長（船橋義明君）** お諮りいたします。現在、議会運営委員会委員が1名欠員となっておりますので、この際、笠松町議会議会運営委員会委員の選任についてを日程に追加いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、この際、笠松町議会議会運営委員会委員の選任についてを

日程に追加いたします。

書記をして議案を配付させます。

〔議案配付〕

議案の配付漏れはありませんか。

〔「なし」の声あり〕

配付漏れなしと認めます。

---

#### 追加日程 第2号選任について

○議長（船橋義明君） 第2号選任 笠松町議会議会運営委員会委員の選任についてを行います。

この選任については、委員会条例第5条第2項の規定により、議長において議会に諮り、指名いたしたいと思います。

お諮りいたします。議会運営委員会委員に次のお方を指名したいと思います。議会運営委員会委員 古田聖人、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしましたとおり、議会運営委員会委員に選任することに決しました。

以下の日程は、それぞれ繰り下がることになりましたので、そのよう御了承願います。

この際、暫時休憩します。

休憩 午前10時14分

再開 午前10時20分

○議長（船橋義明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまの出席議員は8名であります。

議事日程に入ります前に、休憩中において民生建設常任委員会が開催され、欠けておりました副委員長の内選結果が委員長より届けられましたので、ここに報告いたします。

民生建設常任委員会副委員長の内選結果について、平成27年第2回笠松町議会臨時会休憩中に開催した民生建設常任委員会において欠けておりました副委員長を内選いたしましたので、結果を下記のとおり報告いたします。民生建設常任委員会副委員長 伊藤功。

また、1名ずつ欠員となっておりました国民健康保険運営協議会委員及び政治倫理審査会委員にそれぞれ次のお方を推挙することに決定しましたので、あわせて報告いたします。国民健康保険運営協議会委員 安田敏雄。政治倫理審査会委員 尾関俊治。

以上、御了承願います。

## 日程第8 第55号議案から日程第12 第59号議案までについて

○議長（船橋義明君） 日程第8、第55号議案から日程第12、第59号議案までの5議案を一括して議題といたします。

書記をして議案を朗読いたさせます。

○書記（朝日純子君） お手元の議案の4ページをお開きください。

第55号議案 笠松町子ども・子育て支援基金条例について。

笠松町子ども・子育て支援基金条例を次のとおり制定するものとする。平成27年7月29日提出、笠松町長 広江正明。

第56号議案 笠松町放課後児童クラブの設置及び運営に関する条例の一部を改正する条例について。

笠松町放課後児童クラブの設置及び運営に関する条例（平成27年笠松町条例第2号）の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。平成27年7月29日提出。

第57号議案 円城寺処理分区（15工区）管渠埋設工事請負契約の締結について。

平成27年7月21日地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づき、仮契約した円城寺処理分区（15工区）管渠埋設工事について、次のとおり請負契約を締結するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により町議会の議決を求める。平成27年7月29日提出。

記、円城寺処理分区（15工区）管渠埋設工事。

1. 契約の目的、円城寺処理分区（15工区）管渠埋設工事。
2. 契約の金額、金9,720万円。
3. 契約の相手方、岐阜県羽島郡笠松町円城寺1433番地、株式会社加藤組、代表取締役 加藤大武。

第58号議案 笠松町防災行政無線（同報系）デジタル化整備工事請負契約の締結について。

平成27年7月21日地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づき、仮契約した笠松町防災行政無線（同報系）デジタル化整備工事について、次のとおり請負契約を締結するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により町議会の議決を求める。平成27年7月29日提出。

記、笠松町防災行政無線（同報系）デジタル化整備工事。

1. 契約の目的、笠松町防災行政無線（同報系）デジタル化整備工事。
2. 契約の金額、金1億6,200万円。
3. 契約の相手方、愛知県名古屋市中区錦二丁目13番30号、都築電気株式会社名古屋支店、執行役員支店長 島口裕美。

第59号議案 平成27年度笠松町一般会計補正予算（第4号）。

平成27年度笠松町の一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ499万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ68億996万2,000円とする。

2. 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。平成27年7月29日提出。

○議長（船橋義明君） 提案理由の説明を求めます。

川部副町長。

○副町長（川部時文君） 本日提出させていただきました案件は、ただいま朗読がございましたように条例関係が2件、工事請負契約の締結の関係が2件、そして一般会計の補正予算が1件、計5件であります。順次、御説明申し上げます。

まず、議案の4ページから5ページにわたっております第55号議案 笠松町子ども・子育て支援基金条例についてであります。

篤志者より子供の支援を目的とした指定寄附、ことしの6月24日、100万円がございました。匿名希望の松枝地区在住の70代後半の男性であります。100万円をいただきましたので、この寄附を財源として子供が心身ともに健やかに成長することができる地域社会の実現を図るため、新たに基金を設置することに伴い条例を制定するものでございます。

8条立ての条例となっております、第1条で基金の設置目的として、ただいま申し上げましたように、子供が心身ともに健やかに成長することができる地域社会の実現を図るため、子ども・子育て支援基金を設置することを規定させていただきました。

第2条では、積立てということで、基金は先ほど申し上げました篤志者の指定寄附金を積み立てる、3条から8条までは基金の管理あるいは運用益金の処理、それから繰替運用、ペイオフ対策の関係ですが、目的外の取崩し、それから処分、委任に関して、他の基金条例と同様の内容を規定させていただきました。

昨年度に子ども・子育て支援計画というものを策定しまして、5年の計画で各種の取り組みが計画されているわけですが、今回この100万円を有効に活用させていただきまして、一度に使うのではなく、これらのソフト事業に充てていきたいという思いでこの条例を制定させていただきました。施行期日は公布の日であります。

続きまして6ページから7ページ、議案資料では1ページであります、第56号議案 笠松町放課後児童クラブの設置及び運営に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

この条例については、3月の定例会で新規の条例として御提案させていただき、運用が始まったわけですが、今回その放課後児童クラブの利用料について、利用児童の保護者のニーズに配慮するとともに利用時間に配慮した利用料を設定すること、及び利用料の表示について利用者の方によりわかりやすい表示となるよう改善することに伴い、所要の規定整備を行うものであ



ります。

まず、別表の改正ということで、利用料区分の追加設定をさせていただくもので、夏季・秋季・冬季・学年末及び学年始め休業日期間のみの利用の場合の利用料設定に、「8月（利用時間午後2時まで）」という4,000円の利用料区分を追加設定するものであります。

それから表示方法の改善ということで、表題部分が「利用区分」であったものを単に「区分」ということ、それから2つ目は、「通常の月」ということでわかりづらいことがございましたので、「通常の授業日の月（5・6・9・11・2月）の利用」というふうに明確にさせていただきます。それから、「夏季・秋季・冬季・学年末及び学年始め休業日期間を含む月の利用」を「上記以外の利用」に改め、表の下段に表示させていただきました。なお、利用料の変更はございません。

施行期日は平成27年8月1日からであります。

続きまして8ページ、議案資料では2ページから3ページになっております。第57号議案 円城寺処理分区（15工区）管渠埋設工事請負契約の締結についてであります。

地方自治法第96条第1項第5号の規定により、円城寺処理分区（15工区）管渠埋設工事請負契約の締結について、町議会の議決を求めるものでございます。

7月21日に仮契約をしております。

契約金額は9,720万円。予定価格は1億114万9,560円ということで、事後公表で今回入札を行っております。

契約の相手方は、笠松町円城寺1433番地、株式会社加藤組。契約の方法につきましては、一般競争による電子入札で行いましたが、ただ特別簡易型総合評価落札方式ということで実施いたしました。

入札参加希望者は10社ございまして、入札に参加したのは8社でありました。特別簡易型総合評価落札方式ということで、落札者の決定には価格以外の要素と価格を総合的に評価しました。4つございまして、施工能力、企業能力、それから配置予定技術者の能力、それから地域要件、この4項目で総合的に評価いたしました。

工期は契約締結の日から28年3月25日まででございます。

工事場所は、図面がございましたように、円城寺川田地内ということで、下田厩舎の南側の8.4ヘクタールでございます。工事概要としては、推進工法ということで、県道を横断する2カ所の推進工法が計17メートル、開削工ということで総延長では1,751メートル、それからマンホール工が合計で38基であります。それから取付管、宅外配管みたいな形ですが、42カ所ございます。

参考までに、本工事の事業効果といたしましては、先ほど申し上げましたように整備面積が8.4ヘクタールございまして、この事業が終わりますと492.3ヘクタール。認可区域内の整備率

では1.5%ふえて88.3%。それから普及率ですが、人口分の処理人数ですが0.8%上がって86.0%となります。

なお、本年度はほかでも2カ所予定しておりまして、来年の3月31日には86.3%の普及率になる予定でございます。

以上が下水関係でございます。

それから9ページです。議案資料では4ページから6ページにわたっております。第58号議案 笠松町防災行政無線（同報系）デジタル化整備工事請負契約の締結についてであります。

地方自治法第96条第1項第5号の規定により、笠松町防災行政無線（同報系）デジタル化整備工事請負契約の締結について、町議会の議決を求めるものであります。

7月21日に仮契約を行っております。

契約金額は1億6,200万円。こちらも予定価格は事後公表で行っておりまして、1億7,756万4,960円でありました。

契約の相手方は、愛知県名古屋市中区錦二丁目13番30号の都築電気株式会社名古屋支店。契約の方法は、事後審査型一般競争入札による電子入札を行いました。

入札参加希望者が5社ございましたが、当日、入札参加したのは2社でありました。事後審査ということで、施工実績、地域要件、それから配置技術者の施工実績を総合的に審査して、ただいまの業者に決定いたしました。

工期は契約締結の日から平成29年3月31日までであります。工事場所は笠松町全域で、資料をお配りしてございますが、工事概要は親局1局、それから屋外拡声子局設備33局、うち新設が22局であります。なお、平成27年度はこの親局の設備と、既設の屋外子局11基のうち5局を実施いたします。この33局の屋外拡声子局のうち、役場以外の32局にアンサーバック機能がついており、双方向の通信が可能な子局になっております。

3月のときに申し上げましたが、債務負担行為がこの工事はかかっておりまして、平成27年度の事業費は3,385万円ですが、全体では1億9,129万円の工事であります。

なお、先ほどちょっと申しおりましたが、屋外子局のことで工事する場所は、松枝小学校と下羽栗小学校、それから笠松中学校、福社会館、運動公園であります。

以上が工事請負契約の締結の関係でございます。

最後に、10ページから15ページにわたっております第59号議案 平成27年度笠松町一般会計補正予算（第4号）についてであります。

今回は、499万9,000円の増額補正をさせていただきます。

歳出から御説明申し上げます。

まず14ページ、第2款 総務費、第1項 総務管理費、第6目 防災対策費ですが、こちらは笠松町内の防災士の資格を有する方々に、災害時だけでなく平常時の自主防災訓練など、さ

さまざまな場において活躍していただくため、防災士用の制服を貸与すること。それから、災害時のさまざまな局面において災害対応が学習できる教材を2セット購入することに伴い、計50万2,000円、需用費を増額させていただくものであります。

なお、先ほど申し上げました笠松町防災士の関係ですが、この防災士会が27年6月に発足いたしました。7月現在で防災士の方は10人見えます。それから、3人が近々取得見込みということで、予算措置は今後のことも踏まえ、15人分予算措置をさせていただきました。

続きまして、同じく7目の諸費でございます。こちらは県町町内会から7月16日付で要望のあった県町公民館の屋根修繕工事に対し、工事費の2分の1を助成するため、地区集会所改修補助金を21万円増額させていただきました。

続きまして、第3款 民生費、第2項 児童福祉費、第4目 子育て支援推進費で、こちらは先ほどの55号議案の条例で説明させていただきましたが、篤志者から子供の支援を目的とした指定寄附金をいただきましたので、この寄附を財源として新設する基金に積み立てるため、積立金を100万円増額させていただきました。

続きまして、第7款 土木費、第2項 道路橋梁費、第2目 道路新設改良費であります。こちらは米野47号線、ピアゴ北の交差点については、御承知のとおり交通事故が多発する交差点であるため、これまで町においてできる限りの安全対策を講じ、また信号機の設置についても毎年岐阜羽島警察署に強く要望してきたところであります。この交差点の信号機設置について、先般、羽島警察署のほうから検討していただける旨の連絡をいただき、信号機の設置に向けて一歩進んだ状態となったところであります。

しかしながら、信号機の新設には、県の警察本部が定めた信号機設置の指針に基づく条件を満たす交差点として、公安委員会と協議する必要があるがございます。この協議の際には、交通量調査による解析や、交差点の形状の分析など専門的な知識を要する資料が必要となることから、その調査・分析に係る業務委託料を90万8,000円増額させていただきました。

なお、信号機の設置は公安委員会との協議後、その協議内容に即した交差点に町で整備を完了した後の設置となります。その交差点の整備費用は、今後予算提案させていただく予定でありますので、よろしく願いいたします。

それから最後のページ、15ページの、第9款 教育費、第6項 保健体育費、第1目 保健体育総務費であります。みなと公園Eボート大会に対し、岐阜県のスポーツのまちづくり支援補助金の交付決定がされたことに伴う財源充当20万円をさせていただきました。2分の1の補助で20万円が上限ということでありました。ちなみに、Eボート大会は96万4,000円強の事業費を要しております。

それから2目の体育施設費で、こちらは南体育館の屋根のトタンが腐食し、雨漏りが発生すること、及び消防設備点検における誘導灯保守点検を7月9日に実施しましたが、誘導灯バッ

テリーとランプが不良な状態であることが判明したため、早急に修繕を要することに伴い、今回あわせて37万9,000円の修繕料を増額させていただきました。屋根が20万3,000円強、それから誘導灯が17万5,000円強ということです。誘導灯2基にしては高いんですが、古いタイプで、機器の交換ということでこのような金額になっております。

それから第11款 諸支出金、第2項 基金費、第4目 光文庫整備基金費であります。こちらは株式会社光製作所から光文庫整備を目的とした指定寄附が6月25日に200万円ございましたので、基金に積み立てるため、積立金を200万円増額させていただくものでございます。

以上が歳出で、歳入につきましては、歳出で触れましたので省略させていただきますが、13ページの18款の繰越金で、今回の増額補正に伴い不足する財源に前年度繰越金を充てるため、繰越金を179万9,000円増額させていただきました。

以上が補正予算でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（船橋義明君） お諮りいたします。これよりの議事の進め方といたしましては、各議案について1議案ごとに質疑・採決を行いたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、そのように進めてまいります。

第55号議案 笠松町子ども・子育て支援基金条例についての質疑を許します。

〔「ありません」の声あり〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第55号議案は原案のとおり可決されました。

第56号議案 笠松町放課後児童クラブの設置及び運営に関する条例の一部を改正する条例についての質疑を許します。

〔挙手する者あり〕

4番 川島議員。

○4番（川島功士君） この条例そのものに関しては異論はありませんけれども、ちょっと関連ということで、2つほどだけ。

今、放課後児童クラブにはAEDの設置がないというふう聞いておりますが、例えば笠松小学校ですと校舎内にあります。下羽栗小学校も総合会館に非常に近いということで、あそこ

まで走ってもすぐ到着するんですが、松枝小学校の場合、県道を渡って松枝公民館に行くか、松枝保育所に行くかというどちらかの選択になります。放課後児童クラブがやっている間であれば両方ともあいている可能性が非常に高いのですが、いかんせん多分往復すると5分ぐらいはかかってしまうということで、できれば運動場側に外からとれるようなAEDを設置していただければ。例えば運動場で遊んでいる子とか、ほかの目的で使っている子供たちにも使えるのではないかなあという御指摘をいただきましたので、検討をしていただきたいと思うのですが、その辺のことを質問したいのと、あと放課後児童クラブなんかで障がいのある方、発達障害を含めてお預かりになる場合もあるわけなんですけれども、そういう方への指導者への研修とか手引とか、一定の何らかの基準というものはあるのでしょうか。

以上2点お願いします。

○議長（船橋義明君） 岩越部長。

○住民福祉部長（岩越 誠君） お答えします。

AEDにつきましては、議員おっしゃるとおりですので検討していきたいと思えます。ちなみに夏休みにつきましては、短期的にちょっと学校のほうからお借りして、放課後児童クラブのほうに備えつけをしておるといった状況です。

あと、障がい児というか、配慮を要する子供さんに対して加配の指導員をつけるんですけれども、そういった該当者がある場合は、指導員に県主催の研修を受講させて対応はしております。明確な基準というのはなかなか難しく、余り難しい方ですとちょっと受け入れができない場合もございますので、その辺は順次これからいろいろ調査研究していかなければならないと考えております。

[挙手する者あり]

○議長（船橋義明君） 川島議員。

○4番（川島功士君） ありがとうございます。

学校の外から、校舎に入らなくてもとれるようにというのは岐阜市のほうではもう既にそういう対応をとられているということで、詳しいことはわかりませんが、とりあえず盗難に遭ったとか、いたずらがあったとかということはないらしいです。いずれにしても、松枝小学校に限らず、小学校や中学校など校舎に入らなくてもとれるようなことを考えていただくというのが検討課題の一つかなあというふうに思っていますので、ぜひとも前向きに考えておいていただきたいと思えます。

それから、障がいの方も、前の一般質問でしたんですけれども、合理的配慮というのを当然求められてくると思えますので、その辺のところもしっかり内々で検討していただいて、今後の対応をとっていただきたいというふうにお願いをします。

○議長（船橋義明君） ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第56号議案は原案のとおり可決されました。

第57号議案 円城寺処理分区（15工区）管渠埋設工事請負契約の締結についての質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第57号議案は原案のとおり可決されました。

第58号議案 笠松町防災行政無線（同報系）デジタル化整備工事請負契約の締結についての質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第58号議案は原案のとおり可決されました。

第59号議案 平成27年度笠松町一般会計補正予算（第4号）についての質疑を許します。  
質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第59号議案は原案のとおり可決されました。

---

#### 閉会の宣告

○議長（船橋義明君） これにて本会議に付議された案件の審議は全部終了いたしました。よって、平成27年第2回笠松町議会臨時会を閉会いたします。大変皆さんありがとうございました。

閉会 午前10時58分

上記は会議の次第を議会事務局長が記載したものであるが、その内容の正確であることを証するため、ここに署名する。

平成27年7月29日

議 長            船 橋 義 明

議 員            岡 田 文 雄

議 員            伊 藤 功